

東久留米市食育推進づくりの基本方針

平成20年11月

東久留米市

1. はじめに

「食」は、人が健やかに生きていくための源です。生涯を通じて健全な心身を保ち、豊かな人間性をはぐくむためには、健全な食生活が不可欠です。

しかし近年、食生活をめぐる環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、「食」を取り巻く様々な問題が現れています。「食」の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事による肥満や生活習慣病の増加、過度な痩身の問題などが顕在化し、健全な食生活が失われつつあります。

そういった中で、食育の推進を国民運動として取り組むため、平成17年7月に「食育基本法」が施行されました。この食育基本法では、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することを基本理念として定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、食育に関する施策の基本となる事項を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。

国では、これに基づき食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年3月に「食育推進基本計画」が策定されました。

また、東京都では、平成18年9月に「東京都食育推進計画」を策定し、東京の食環境にふさわしい食育の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策を示しています。

こうした背景がある中で「東久留米市食育推進づくりの基本方針」は、東久留米市における食育推進への基本理念と方向性を示すとともに、他の関連する計画や報告書との連携等に関して取りまとめたもので、食育推進に関する庁内の関係課との食育推進づくり会議を経て策定したものです。

2. 食育推進の基本的考え方

(1) 食育推進の理念

「食」によって、健全な心身や豊かな人間性を育むこと。

現代病とも言われていますが、食生活・食習慣（以下「食生活・習慣」という。）の乱れから知らず知らずのうちに健康が損なわれ、慢性的な生活習慣病によって治療や投薬が必要となっている方が増えています。人の生活に欠かすことができない「食」の大切さに対する考え方が薄れたことから、健康的な生活を営むための土台が大きく揺らいでいます。

崩れ、壊れかけている食生活・習慣を立て直すには、「食」への意識の高まりがなくては改善することはできません。行政運営の課題として、適切な食生活・習慣の必要性を十分に認識し、食生活・習慣の改善に向けた市民意識の高まりを後押しする施策への取り組みが必要となっています。

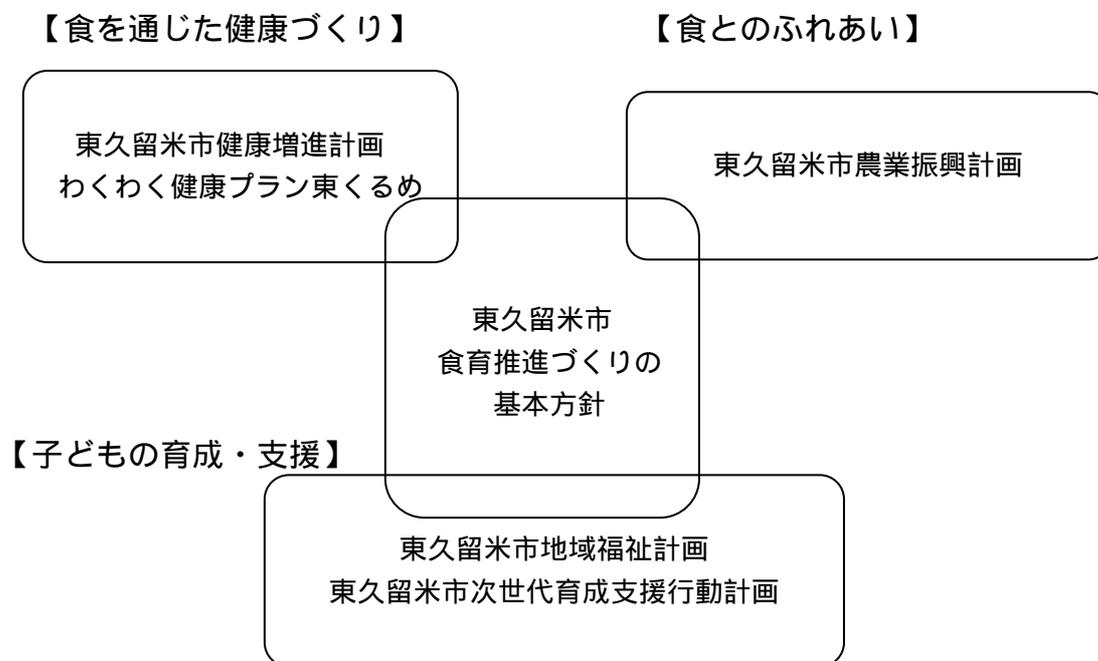
「食」への意識の高まりによって心身とも健全となり、健やかで安定した日常生活が実現できるとともに、こうした中で、豊かな人間性が育まれていくものと考えています。

(2) 計画の性格と位置付け

この基本方針は、食育基本法第18条において作成を求められている食育推進計画の性格を持つものです。また、基本方針と他の関連する計画や報告書との関係は、以下の体系図に示すとおりです。

市では、他に関連する計画等と連携を図りながら、総合的に食育を推進していきます。

< 食育推進の体系図 >



3. ライフステージに合わせた食育推進の取り組み

「食」に関する意識の希薄化や「食」をめぐる課題に対して、乳幼児、小中学生、高校生から大人というライフステージごとに食育推進に取り組み、食育基本法で示されている「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営むために、所管において施策事業を取りまとめています。

< 食育推進の基本施策 >

食を通じた健康づくり・・・家庭、地域における食生活・習慣の改善のための
取り組みの推進

子どもの育成・支援・・・学校、保育所等における食育の推進

食とのふれあい・・・生産者と消費者との交流の促進、環境と調和の
取れた農業の活性化

4. 食育推進の個別計画

所管ごとに取りまとめられている食育推進の個別計画・事業は、以下に示すとおりです。

【食を通じた健康づくり】

- ・東久留米市地域福祉計画（東久留米市次世代育成支援行動計画）
... 地域福祉計画は、「親と子の健康の確保及び推進」を目的に取りまとめられ、「食」に関する体験学習等の充実を課題として掲げています。
(所管課 福祉保健部健康課)
- ・東久留米市健康増進計画（わくわく健康プラン東くるめ）
... 市民一人ひとりが、日頃から健康づくりを実践し、健康に満ちた明るい地域づくりを目指して取りまとめられています。
(所管課 福祉保健部健康課)

- ・消費者対策に係る各種施策
 - ... 暮らしに関する講座、イベント支援等により市民の消費者意識の向上を目的に、食育をテーマにした講座の開催や食に関する市民相談を受付しています。

（所管課 市民部生活文化課）
- ・改定版 東久留米市男女平等推進プラン
 - ... 家庭における男女平等教育、職業と家庭生活の両立を目標に掲げ、男性向け家事、育児、介護等に係る具体的な体験等を通じて、食への関心を深めています。

（所管課 市民部生活文化課）

【子どもの育成・支援】

- ・保育園給食調理業務
 - ... 保育所における「食」を営む力の育成、その基礎を培うことを目標に掲げ、乳幼児に相応しい食生活の充実に努めています。

（所管課 子ども家庭部保育課）
- ・わかくさ学園給食指導
 - ... 毎日の給食指導により、バランスの良い食事と望ましい食習慣の獲得を目標に掲げ、正しい摂食機能の獲得により健全な成長を促し、好ましい食事マナーを身に付けることなどに努力しています。

（所管課 福祉保健部障害福祉課）
- ・市立小学校の食に関する指導の全体計画
 - ... 心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指し、給食を通じて食の大切さや正しい知識を身に付けさせるためなどに努力しています。

（所管課 教育部学務課）

【食とのふれあい】

- ・東久留米市農業振興計画
 - ... 農業体験を通じて、地場産農作物に対する安心意識を高めるとともに、食べ物大切さを身に付けさせるためなどに努力しています。

（所管課 市民部産業振興課）

5 . 食育推進のための庁内体制

「食」に対する関心が薄れたことから、食品の偽造表示等の犯罪が横行するなど、大きな社会現象が生じています。行政機関として、「食」に対する適切な知識の習得、情報の提供などの具体的な取り組みが求められています。

「食」に関して、様々な課題が提起されていることから、市では、食育推進づくりに関係する担当組織（課）による推進会議を設置しています。この食育推進づくり会議では、東京都で実施している補助事業などを活用した民間団体への食育推進活動支援なども含めて、市の食育推進に関して調査、検討を進めています。

食育推進づくり会議

… この会議は、企画調整課が事務局となり、健康課を始めとして食育に関連した個別計画を策定するなどして食育を推進している関係課で構成されます。現在、健康課、生活文化課、保育課、障害福祉課、学務課、産業振興課で構成されています。

新たに課題が生じた場合など、必要に応じて事務局である企画調整課が招集してこの会議が開催されます。

東久留米市地域福祉計画(東久留米市次世代育成支援行動計画)

所管部課名 ... 福祉保健部健康課

| | |
|------------|--|
| 施策(計画)名 | 東久留米市地域福祉計画(東久留米市次世代育成支援行動計画) |
| 施策(計画)目的 | 親と子の健康の確保及び増進(健康的な生活習慣の確立・食育の推進) |
| 対象範囲 | 子ども(乳幼児・小学生)、 親(乳幼児及び小学生の保護者、妊婦及びその夫) |
| 実施の根拠(法令等) | 母子保健法 |
| 策定期期 | 平成6年7月 |
| その内容 | <p>施策の方向性:食に関する体験学習等の充実</p> <p>【離乳食教室 乳児食教室】 調理実習を通し、体験学習をすることで、親子で食教育を学ぶ機会を持つ。 母親同士の交流、情報交換の機会をつくる。</p> <p>【プレママクッキング】 調理実習を通して妊婦の栄養、家族の食事の大切さを学ぶことができる。 調理法やレパートリーが増え、食生活の振り返りができる。</p> <p>【親子でLet'sクッキング】 親子で調理するなどの体験教室を通じて、食への関心を高める。</p> |
| 関連事業 | 食育フォーラム(健康課、学務課、保育課、障害福祉課) |

東久留米市健康増進計画(わくわく健康プラン東くるめ)

所管部課名 ... 福祉保健部健康課

| | |
|------------|--|
| 施策(計画)名 | 東久留米市健康増進計画(わくわく健康プラン東くるめ) |
| 施策(計画)目的 | 市民一人ひとりが病気や寝たきりにならないように、また、生きがいを持ち、心の健康を維持・増進できるように、日頃から健康づくりを実践し、健康で明るく活気に満ちた地域を目指す。 |
| 対象範囲 | 市民 |
| 実施の根拠(法令等) | 健康増進法 |
| 策定期間 | 平成17年 9月 |
| その内容 | <p>7つの生活習慣病の目標のひとつである食事に取り組むことにより、健康の目標及び究極の目標を達成する。</p> <p>高齢期・青・壮年期、学童、思春期のライフステージ毎の食に関する生活習慣の目標を設定し、アクションシートを作成し、事業の取り組みを推進している。</p> <p>重点的な取り組み(お宝プラン)</p> <p>【野菜大好き体験塾】</p> <p>市民が地場産野菜をおいしく沢山食べることができるよう、地域情報などを集め、学び、地域に発信する活動を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校PTAと協賛し、野菜収穫体験、地域産野菜を食べて、野菜について知る、食について学ぶことを体験する。 ・関係課と連携し、1日5皿以上食べることを勧めていく。 |
| 関連事業 | <p>食育フォーラム(健康課、学務課、保育課、障害福祉課)</p> <p>農業ふれあいマップ(産業振興課)に健康づくり情報を掲載</p> |

消費者対策に係る各種施策(消費者講座、消費生活展、消費生活相談)

所管部課名 ... 市民部生活文化課

| | |
|------------|--|
| 施策(計画)名 | 消費者対策に係る各種施策(消費者講座、消費生活展、消費生活相談) |
| 施策(計画)目的 | くらしに関する各種の講座、イベントの実施、支援を行って、広く市民の消費者意識の涵養を目的とする。また、消費者問題解消の観点から、市民の相談、情報提供を行っている。 |
| 対象範囲 | 全市民 |
| 実施の根拠(法令等) | 消費者基本法 |
| 策定期間 | - |
| その内容 | <p>【消費者講座】 年間で各種の消費者問題を取り上げ、講座を実施している。食育もテーマのひとつとしてとりあげている。</p> <p>【消費生活展】 市内で活動する消費者団体の連合組織である消団連(東久留米市消費者団体連合会)が主催する消費者向けの啓発イベント。食に関するテーマで展示等を行う団体もある。</p> <p>【消費者相談】 消費生活相談員による相談業務を行っている。食育、食品安全にかかわる相談業務も受けている。</p> |
| 関連事業 | |

改定版 東久留米市男女平等推進プラン- 後期計画期間における重点課題-

所管部課名 ... 市民部生活文化課

| | |
|------------|--|
| 施策(計画)名 | 改定版 東久留米市男女平等推進プラン- 後期計画期間における重点課題- |
| 施策(計画)目的 | 家庭における男女平等教育・学習の推進 職業生活と家庭生活の両立 |
| 対象範囲 | 市民 |
| 実施の根拠(法令等) | 男女共同参画社会基本法 |
| 策定期間 | 平成18年3月 |
| その内容 | 男性向けの家事・育児・介護等の講座の充実 家庭における男女平等を進め、男女が共に家族的責任を果たすため、また、男女が共に職業・家庭生活の両立を支援するため、男性が家事・育児・介護等の生活技術を習得するための講座を実施し、その充実を図っている。 |
| 関連事業 | |

保育園給食調理業務

所管部課名 ... 子ども家庭部保育課

| | |
|------------|---|
| 施策(計画)名 | 保育園給食調理業務 |
| 施策(計画)目的 | 児童福祉法に基づき、保育所における食を営む力の育成にむけて、その基礎を培う |
| 対象範囲 | 保育所に入所している0歳児から5歳児までの乳幼児 |
| 実施の根拠(法令等) | 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号) 保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号) |
| 策定期間 | 「保育所における食育に関する指針」(平成16年3月29日雇児発第03290015号)を参考に、毎年保育内容の一環として保育計画のなかで位置付けている。 |
| その内容 | <p>子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するもの。</p> <p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。などに留意して、保育所における全体的な計画である「保育過程」と具体的な計画として作成される「指導計画」の中に位置付けている。</p> <p>【食育活動計画】 野菜作りと料理教室 野菜を育て収穫し味を知る トウモロコシ・ブロッコリーの種まき、苗を植えるトマト・ピーマン、水やり、育てる、収穫し、調理する。</p> <p>具体的な成果の評価:夏野菜の名前が1つわかる。野菜を育てる。収穫した野菜が食べられる。ピーマンの味を知る。収穫した時期で旬を知らせ解るようになった。育てることで野菜嫌いの子も食べてみようと思えた。</p> |
| 関連事業 | 食育フォーラム(健康課、学務課、保育課、障害福祉課) |

わかくさ学園給食指導

所管部課名 ... 福祉保健部障害福祉課

| | |
|------------|---|
| 施策(計画)名 | わかくさ学園給食指導 |
| 施策(計画)目的 | 毎日の給食指導によりバランスの良い食事を取りと望ましい食習慣を獲得する |
| 対象範囲 | わかくさ学園在園児(相談室利用者も希望により相談を受ける) |
| 実施の根拠(法令等) | 肢体不自由児施設支援(児童福祉法) 児童デイサービス(障害者自立支援法) |
| 策定期期 | 平成20年4月1日～平成21年3月31日 |
| その内容 | <p>毎日の給食によりバランスの良い食事を提供するとともに、ひとりひとりの障害および発達段階に応じた配慮食を提供することにより、正しい摂食機能を獲得させるとともに健全な成長を促す。</p> <p>最後まで自席にすわって食べきり、終了後は自分の食器をかたづけるなど、好ましい食事マナーを身につける。</p> <p>発達段階に応じた食器の使用、たべものの取り込み等の機能面での介助、指導とともに、偏食のある児童についてはケースに応じた援助を行い偏食を改善する。</p> <p>バランスの良い食事内容、栄養に関する解説、情報紹介、食べ方マナーに関することなど園児の食育に関する情報を毎月の献立とともに通知する。要望、必要のあるケースについては随時栄養相談を実施。</p> <p>実際の食事づくり、配慮食の作り方などを伝えるために調理実習を実施。</p> |
| 関連事業 | 食育フォーラム(健康課、学務課、保育課、障害福祉課) |

東久留米市立小・中学校の食に関する指導の全体計画

所管部課名 ... 教育部学務課

| | |
|------------|---|
| 施策(計画)名 | 食育テーマ:日本の食文化を大切にしよう ~東久留米・日本の食を楽しもう~ |
| 施策(計画)目的 | 心身ともに健全で豊かな人間の育成をめざし、学力の充実と道徳性の高揚を図り、よりよい生活態度の育成に努める |
| 対象範囲 | 小・中学校の児童・生徒 |
| 実施の根拠(法令等) | 食育基本法、食育推進基本計画、学習指導要領、教育委員会の方針 |
| 策定期間 | 毎年度ごと |
| その内容 | <p>食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する(食事の重要性)</p> <p>心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身につける(心身の健康)</p> <p>正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について、自ら判断できる能力を身につける(食品を選択する能力)</p> <p>食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をはぐくむ(感謝の心)</p> <p>食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける(社会性)</p> <p>各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ(食文化)</p> |
| 関連事業 | 食育フォーラム(健康課、学務課、保育課、障害福祉課)、食に関する講演会、親子体験教室、たべものだより、試食会、ほけんだより |